

# 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計設置条例

(平成4年12月制定)

改正 平成19年3月7日条例第3号 平成23年12月5日条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金(以下「基金」という。)の運用によって生ずる収益を活用して行う相楽郡広域事務組合理約第3条第2号に規定する事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、基金からの繰入金、市町村分担金、府支出金その他諸収入をもってその歳入とし、事業費その他の諸支出をもってその歳出とする。

(弾力条項の適用)

第3条 この会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。ただし、その適用範囲は、規約第3条第2号(エ)に該当する経費に係る部分とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第3号)

この条例は、平成19年3月12日から施行する。

附 則(平成23年条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算から適用する。